

こがねい未来通信

27



早いもので師走となり、間もなく年末年始を迎えます。

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業が本年5月に竣工し、新たに誕生した交流とにぎわいの空間「武蔵小金井シティクロス」には、6月に大規模商業施設SOCCOLA武蔵小金井クロスがグラインドオープンし、多くの市民の皆様によりにぎわいを見せています。11月1日にはウィンター・イルミネーション点灯式にお招きいただき、点灯ボタン起動の大役をおおせつかりました。点灯式では、東京合唱祭で見事に金賞を受賞された都立小金井北高校コーラス部の皆様が出演され、とても素敵な歌声のハーモニーを奏でていただきました。コーラス部の皆様にごより御礼と感謝を申し上げます。

さて、第3波とも言われる、新型コロナウイルスの急速な感染拡大が都内のみならず全国で発生しています。私たち一人ひとりが、感染しない・感染させない生活様式、三密を避ける、マスクの着用や手洗いの徹底等、感染症対策に常に取り組むことが大切です。

市では、新型コロナウイルス緊急対応方針第1弾から第3弾を策定し、医師会等の関係機関と連携した感染症対策、市民生活や事業者等の皆様を支えるさまざまな支援策に鋭意取り組んでまいりました。

第3弾までの予算規模は特別給付金を除くと約21億円とな

っています。11月20日には第4弾を公表し、間断なく新たな感染症対策や支援策に着手しているところです。

現在の主な取り組みとしては、発熱検査・診療の実施、高齢者のインフルエンザ予防接種の促進、PCR検査等費用の補助、小中学校における環境整備、新型コロナウイルスワクチン接種準備、献血事業の支援、高齢者への介護支援、高齢者のICT利活用支援、小中学校におけるGIGAスクール構想の実現、学習支援および学生の雇用機会支援、プレミアム商品券の発行、応援弁当販売、アーティースト支援等となっています。

市独自の感染症対策「発熱検査・診療」は、休日診療医療機関における発熱患者から他の患者等への新型コロナウイルスおよび季節性インフルエンザの感染リスクを低減するため、日曜・祝日、年末年始等の休日診療実施日に発熱者検査センターにて実施いたします。実施期間は12月13日から令和3年3月28日までとし、利用には医療機関からの予約が必要となります。

収束に向けたワクチン接種へのさまざまな準備作業に取り組むにつれ、厳しい困難を市民の皆様と乗り越えていけるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

小金井市長

西岡真一郎

固定資産税の減額制度

【耐震改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分）の固定資産税（家屋分）を申告により、2分の1（長期優良住宅は3分の2）減額します。

【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1（長期優良住宅は3分の2）減額します。

【長期優良住宅建築に伴う減額】

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分（建築確認申請書

で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分）の固定資産税（家屋分）を減額します。

【申告期限新築した年の翌年の1月31日まで】

他長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（☎042-464-2154）にお問い合わせください

【共通】

【申告書記布場所資産税課】（市役所第二庁舎3階）、市ホームページ

【注意事項】新築軽減など他の減額措置と同時に適用はできません（バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません）

他要件等詳しくはお問い合わせください

【申告書の提出】必要事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課家屋係（☎042-387-9821）へ

【その他の住宅改修を支援する制度】

▽木造住宅耐震改修助成金
▽まちづくり推進課住宅係（☎042-387-9861）

▽重度の下肢・体幹機能障がい等がある方への住宅設備改善支援
▽自立生活支援課相談支援係（☎042-387-9841）

▽自立支援のための住宅改修
▽介護福祉課高齢福祉係（☎042-387-9843）

▽介護保険制度の住宅改修
▽介護福祉課介護保険係（☎042-387-9822）

1月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係 (市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)	労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所 (国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)
外国人相談 (English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
法律相談	1月5・7・12・14・19・21・26・28日	▷法律相談、交通事故相談は、12月16日から、直接または電話で受け付け ▷法律相談は各日とも6人	高齢者向け住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 ☎042-388-8400) ▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
税務相談	1月13・27日	いずれも午後1時30分から	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
人権・身の上相談	なし		シルバー人材センター入会相談	第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時～3時 (午後1時までに来所の方)	シルバー人材センター (貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
建築・登記・表示登記相談	1月6日		福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室 ☎FAX=042-383-1225) へ予約してください
行政相談	1月21日		創業相談店舗・事務所物件探し相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話 (☎0422-31-2040) で予約してください
相続等暮らしの書類作成相談	1月20日		福祉総合相談	▷月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▷原則第1日曜日 (市休日窓口の第一開庁日に準ずる)	福祉総合相談窓口 (自立相談サポートセンター) (本町5-36-17 ☎042-386-0295)
交通事故相談	1月12日	ひとり親・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課 (市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9836)	
年金・労務・成年後見制度相談	1月5日	教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所 (本町6-5-3シャトー小金井別館3階 ☎042-384-2508)	
手話通訳者設置	▷午前9時～午後1時=1月4・12・18・25日 ▷午後1時～5時=1月7・14・21・28日	経済課 (市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)	消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	消費生活相談 (市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)